

東京、昭60不64、昭61.9.2

命 令 書

申立人 東京光の家職員労働組合

被申立人 社会福祉法人 東京光の家

主 文

被申立人社会福祉法人東京光の家は、申立人東京光の家職員労働組合所属の組合員A1および同A2の両名に対して、次の措置を含め昭和60年6月14日付懲戒解雇がなかったと同様の状態を回復させなければならない。

- (1) 原職または原職相当職に復帰させること。
- (2) 解雇の翌日から原職または原職相当職に復帰するまでの間に同人らが受けるはずであった賃金相当額を、A1については205,493円を、A2については173,169円をそれぞれ控除したうえ支払うこと。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人社会福祉法人東京光の家（以下「法人」という。）は、視覚障害者の救護・授産・更生援護を目的とする社会福祉法人であり、肩書地において救護施設「東京光の家」、授産施設「旭が丘更生園」、更生援護施設「新生園」、盲人ホーム「光の家鍼灸マッサージホーム」の各施設（以下「法人施設」という。）を運営し、その職員数は約85名である。
- (2) 申立人東京光の家職員労働組合（以下「組合」という。）は、昭和57年5月1日、法人に勤務する職員4名で結成した組合であり、本件結審時における組合員数も4名である（なお、うち3名が解雇されている）。

2 本件懲戒解雇に至るまでの労使関係

(1) 都労委昭和58年不第87号事件（団交拒否）の経過

組合は、57年5月17日、法人に対し組合結成通知と同時に団体交渉を申し入れたところ、法人がこれを拒否したので、58年9月7日、不当労働行為救済申立てを行い（都労委昭和58年不第87号事件）、当委員会は、要旨次のような認定と判断を行い、救済命令を発した（59年4月17日決定）。

①ア 57年5月17日、組合は法人に対して組合結成を通告するとともに、団体交渉の開催を申し入れたところ、法人は「解雇したA3が出席する団体交渉には応じられない。」と主張した。そこで、組合が組合員A3を交渉員からはずして団体交渉に臨んだところ、法人は冒頭、組合が法内組合であることを証明する資料と組合規約の提出を求めたため、議題の交渉には入れなかった。

イ 組合は当委員会から労働組合法に適合する旨の「労働組合資格証明書」の交付を受け、これを添えて法人に改めて団体交渉の開催を申し入れた。

9月2日の団体交渉において、法人は組合の「主たる事務所の所在地」が法人の住所と同一であることをとらえ、法人の所有地の代表地番を盗用したものであるとして、組合事務所の所在地の変更等を組合に要求した。

組合がこれを拒否したところ、法人は組合事務所の所在地の変更に固執し、団体交渉には応じなかった。

ウ その後、組合は法人に対し再三団体交渉を申し入れたが、法人は「組合がまず住所を撤回せよ、そうすれば団交を開催する意思がある。」などと前記と同旨の主張を繰り返し、団体交渉を拒否し続けた。

- ② 以上の事実に基づき、当委員会は、労働組合法（第5条）において組合規約に「主たる事務所の所在地」を記載させることにしているのは、当該組合の本拠を特定させるためであり、その場所に必ずしも施設としての組合「事務所」がなくとも、組合の本拠として定めてあれば足りる趣旨であると解されること、組合は法人に勤務する職員をもって構成されており、日常の組合活動の場も主として法人の職場内にあるとみられること等から、組合が「主たる事務所の所在地」を、法人の住所と同一に記載していることは労働組合法第5条第2項第2号に違反するものではないから、法人が「その記載を改めない限り組合との団体交渉には応じない。」との態度に固執していることには正当理由がないと判断し、組合の申し出た団体交渉開催を拒否してはならない旨（主文第1項）およびポストノーツ（主文第2項）を命じた命令書を、59年5月21日法人に交付した。

なお、法人は、前記命令を不服として、東京地方裁判所に取消訴訟を提起したが、同裁判所は61年2月27日法人の請求を棄却するとともに、法人に対して命令主文第1項に従うべき旨の緊急命令を発した。法人は同判決を不服として東京高等裁判所に控訴したが、同裁判所は同年6月18日法人の控訴を棄却した。

(2) A1、A2両名に対する出勤停止処分等

- ①ア 前記団体交渉の開催をめぐって労使間の対立関係が続いていた58年3月から5月までの間に、組合は要旨以下の内容を記載した機関紙「プリマ」を法人の施設外の路上で配布した。すなわち、法人の授産施設「旭が丘更生園」の園生Sは、かねてから自分の自立問題について日野市のF市議会議員に相談していたが、58年3月に至り、法人に対し法人の施設を出てマッサージの習得と生活訓練を受けたい旨申し出たこと（58年3月25日付同機関紙）、しかし、法人から具体的な回答が得られなかったため、園生Sは東京都福祉局に対し同人の意向がかなえられるよう法人への指導方を要請したこと（同年4月22日付同機関紙）、同福祉局の指導を受けた法人は、園生Sに対してアパートを借りあげ、生活訓練を行うこと等の提案をしたものの、施設内での園生Sとの面会を断るとの措置を講じたこと、これに対して同人は面会の自由を求めたところ、法人が呼びよせた家族に連れ去られたこと（同年5月6日付同機関紙）。

イ 同年5月7日、法人は上記機関紙「プリマ」の配布行為をとらえ、「園生Sの法人施設に対する信頼を故意に損ない、同園生に対する担当職員の適切な指導処遇を妨害するとともに、同園生に関する事実無根の法人誹謗のビラを再三にわたって路上で配布した」として、組合の執行委員長A1、同書記長A2の両名を5日間、組合

員Mを4日間の出勤停止処分に付する旨文書で通告した。

これに対して、組合は、上記機関紙の配布行為は園生Sの了解を得て行ったものであるのに、法人のなした上記処分はことさら組合と園生Sとのつながりを絶とうとした不当な処置であるとして、処分通告書を返上した。

ウ A1は50年4月法人に就職し、救護部作業指導係（救護施設「東京光の家」）に配属された後、56年4月以降は資料調査室（57年4月からは執務場所を3畳間ほどの個室に変更）に1人で勤務していた。同人は組合結成時から執行委員長の地位にある。

また、A2は盲人のための歩行訓練士の資格を取得したのち、52年4月法人に就職し、更生援護部訓練課（更生援護施設「新生園」）などで、盲人の歩行訓練等に携わり、56年4月以降は同部保護課で清掃等の業務に従事していたが、58年4月から執務場所が職員室から特設の個室に変更された。同人は組合結成時から書記長の地位にある。

- ② 当委員会の前記救済命令（都労委昭和58年不第87号事件）が発せられた後の59年8月、組合の支援組織である「東京光の家の民主化を求める支援連絡会議」（構成メンバーは地域における福祉施設の労働組合など。以下「支援連」という。）は、法人が団体交渉を拒否しつづけていることの不当性と法人施設の運営をもっと自由にすべきであることを訴える趣旨のビラを全国の救護施設あてに郵送した。

法人は、上記ビラ送付の際、A2が宛名書きを手伝ったことが筆跡鑑定の結果判明したとして、同人に謝罪を要求し、同人がこれを拒否したところ、同年12月15日、同人に対して7日間の出勤停止処分を行った。同処分について組合は法人に抗議したが、法人はさらにA2がこの件で始末書を提出しなかったこと等を理由に、翌60年2月9日、同人を譴責処分に付した。

3 A1、A2両名に対する本件懲戒解雇

(1) 園生Kの無断外泊問題

- ① 60年5月10日、午後6時頃、A1は前記F市議会議員からの自宅宛電話で、法人の更生援護施設「新生園」の園生Kが同日、施設を出てきて戻りたくないといっているのので一緒に相談にのってほしい、との連絡を受けた。待ち合わせ場所で、A1とF市議会議員は園生Kに対して「自立のための援助は惜しまないが、自分の生活設計など準備期間が必要なのではないか。」などといい、法人施設へ戻るよう説得したが、同人は「僕も、昨年そう思って戻ったけれども、戻ってからあっちこっち行かされてひどいめにあった。だからもう絶対に戻りたくない。」と言い張った（同人は視覚障害（弱視）のほか情緒不安定のため無断外出の傾向があり、前年の59年8月24日にも無断外出し、F市議会議員の説得で法人施設に戻ったことがある。その後、同人の希望によって同年9月兵庫県の援産施設に入所したが、間もなく鳥取マッサージセンターへ移され、再び法人施設に戻された経緯がある。）。このため、A1らは園生Kの所在を法人に連絡しなかった。この点についてA1は、園生Kの戻りたくないとの強い態度からみて、法人へ連絡することは同人のA1らに寄せる信頼を裏切ることになると考えたからであると述べている。

そこでA1とF市議会議員は園生Kを伴って三多摩自立生活センター（ボランティ

ア団体)のT氏宅を訪ね、相談したが、「とび出して来るだけでなく、自分なりにいろいろ準備することがあるのではないか。」とのT氏の説得に対して、園生Kはこれを受け容れなかった。

- ② 翌5月11日、園生KはT氏や支援連の人とともに東京都福祉局を訪ね、「光の家(法人施設)を退寮して、アパートを借りて暮したい。」などと訴えた。

なお、園生Kは同月10日から12日(日曜日)までT氏宅に泊まった。

- ③ 同月13日、園生Kは日野市福祉事務所を訪れ、「光の家を退寮したい。」と訴えたが、同福祉事務所は法人施設へ戻るよう勧めた。

同夜、園生Kは組合員A3とともにA2宅に泊まった。

A2は園生KがA2宅に泊まることについて法人に連絡しなかった。この点について同人は、同月11日に園生Kらは東京都福祉局を訪れているので、当然同福祉局から法人へ連絡がいつているものと考え、また、法人施設に戻りたくないという園生Kを組合と法人との厳しい労使関係に巻き込み、同人のA2らに寄せる信頼を裏切るようなことになることを恐れたからであると述べている。

- ④ 同月14日、A2は風邪のため休暇をとり、園生KやA3とともに自宅で同園生の将来の計画について話し合った。

- ⑤ 同月15日午後、A1は休暇をとり園生Kを連れてM主治医(精神科の医師で、園生Kは53年頃から投薬治療を受けていた。)を訪れた。事情を知った同医師は、「どうしても光の家が嫌ならば、(光の家を出ることに)自分も協力するし援助も惜しまない。しかし、今日のところは自分が法人に説明するから、とりあえず光の家に戻ったらどうか。」と説得し、同園生も結局これに同意して法人施設に戻った。

- ⑥ 翌16日午後6時頃、A1は園生Kから、法人施設を出てきたとの電話連絡を受けたので、直ちに上記M主治医に連絡したところ、同医師はA1に「投薬治療のために、本人を説得して光の家に戻してほしい。」と依頼した。A1は待ち合わせ場所で、園生Kに対し法人施設に戻るよう数時間かけて説得した結果、同人はようやく同施設に戻った。

(2) A1、A2両名に対する懲戒解雇通告

- ① 同月15日、午前10時40分頃、A2は新生園園長室に呼ばれ、B1園長から「K君(園生K)が無断外出することは知っていたはずだ。施設に連絡する義務があるのになぜしなかった。ほかの職を考えておきなさい。」などといわれた。同月16日午前11時頃、A1は法人の理事長室に呼ばれ、B2理事長から突然「情緒不安定な園生(園生K)を軟禁するようなことをした。これ以上職員として止まらせることはできない。」などと言われた。

- ② その後、A1、A2両名は、B2理事長から再三再四退職を求められたが、退職の理由がないとして、これを拒否し続けていたところ、同年6月14日、同理事長は両名に対し、それぞれ懲戒解雇する旨および同年6月1日から14日までの賃金と1か月分の解雇予告手当金を支払う旨の通告を文書で行った。懲戒解雇の理由は「これまでしばしば就業規則に違反する行為をして法人の名誉を損い、職場秩序と処遇業務を混乱させ、施設運営に重大な支障を与えてきた。……その上、このたびは園生Kに対して就業規則に定める遵守義務を守らず、専断的行為をし、同園生に重大な損失

を与えると共に、法人の根幹をも損ねる結果を招いた。」というにあり、これは就業規則第8条（サービスの基本原則）、第9条（服務規律一般）、第41条（譴責、減給、出勤停止）および第42条（懲戒解雇）に抵触するというものであった。

なお、法人は、60年6月21日、A1に対する解雇予告手当金205,493円およびA2に対する解雇予告手当金173,169円を、それぞれ供託したが、A2は61年1月30日、A1は同年3月29日、それぞれ上記供託金を資金の一部として受け取る旨を法人に通知したうえで受領した。

4 本件審査の経過

- (1) 60年7月11日、組合はA1、A2両名の解雇撤回を求める本件救済申立てを行ったが、法人は同申立書を受領したものの答弁書の提出を拒み、同年7月25日付当委員会宛「要請書」のなかで「申立組合の申立適格を明らかにする資格審査を先行し、法の保護を受ける手続きに参加できる適格組合であることの法的理由を明示して、当法人が被申立人の立場に立たなければならない法的根拠を明確にするよう」と主張するなど、先に発した前記命令（都労委昭和58年不第87号事件）におけると同旨の主張を繰り返した。
- (2) 当委員会は、法人に対し本件の調査期日の通知をしたところ、法人は同年8月21日付「再度の要請書」を提出し、「組合資格審査の先行措置を行わない以上、当法人が本件申立事件の被申立人適格を有する者であるとはいえない。」などと主張し、同年8月27日および9月30日の調査期日に出頭しなかった。
- (3) その後、法人は、60年12月17日付「申入れ書」、61年2月5日付「再度の申入れ書」および同年3月10日付「都労委昭和60年不第64号申立事件被申立人適格不存在に関する申入れ書」においても上記と同様の主張を繰り返し、当委員会に出頭しなかった。当委員会は同年3月12日第5回審問をもって結審とした。本件担当の審査委員は、審問期日において申立人の意見を徴したうえ、法人提出の以上の文書を疎明資料として採用することを決定した。なお、法人は「最後陳述書の催告についての陳述書の提出に替えて」と題する書面を提出している。

第2 判 断

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張

被申立人が本件懲戒解雇の事由としてあげている園生Kの問題については、A1、A2の両名は、F市議会議員の要請に前向きに協力し、園生Kの自立の希望を慎重に受けとめ、同人の所在を法人に知らせる措置をとるに先立ち、M主治医などと相談しながら施設の職員として適切な援助をしたまでのことであって、就業規則違反云々などと非難されるいわれはない。しかるに、法人は園生Kの無断外泊問題につき、原因を解明するなど自ら果すべき責任を棚上げにして、もっぱらA1、A2両名を中心とする組合に鉾先を向け、両名を懲戒解雇したことは、法人がこれまで前記のように組合との団体交渉を拒否し、組合員に対し不当な処分を繰り返すなど組合嫌悪を続けてきたことからみて、今回の懲戒解雇は明らかに組合壊滅の総仕上げを狙った不当労働行為であるといわざるをえない。

(2) 被申立人の主張（最後陳述書に代る書面による）

障害者の福祉施設に働く職員は、同施設の処遇方針に協力すべき責務を負っているに

もかかわらず、A 1、A 2 両名は、昭和60年 5 月10日から15日までの間、無断外出ないし無断外泊した園生Kの所在を毎日確認していながら、これについてなんら法人(施設)に報告していないのみならず、この無断外出ないし無断外泊を助長し、園生Kを不安定な状態に置いたことは、明らかに施設業務を否定するものであるから、就業規則に照らし、両名を懲戒解雇したのは当然であって、両名の組合活動とは全く関係がない。

2 当委員会の判断

- (1) たしかに、A 1、A 2 両名が、60年 5 月10日から同月15日までの間、無断外出ないし無断外泊した園生Kと係り合いを持ちながら、同人の所在、動向などを法人に連絡し、その指示を受けるなどの措置をとらなかったことは（もっとも法人は、園生Kらが東京都福祉局へ要請に行った同年 5 月11日の時点で、同局からの連絡で同人の所在を知り得たであろうことは推認しうる。）、法人に働く従業員としてその職務に伴う当然の義務を履行しなかったとの非難をまぬがれない。

しかしながら、A 1、A 2 両名が園生Kの所在、動向などについて法人に連絡し指示を受けなかったのは、園生Kがこの両名らの説得にもかかわらず、法人施設に戻ることをかたくなに拒み続けていたため、両名らは園生Kの所在を法人に連絡することは折角園生Kが同人らに寄せている信頼を裏切ることになるのではないかということに極度に心配したがためであるとのA 1、A 2 両名の言い分については、それなりにその心情を汲みとりえないわけではない。なお、A 1が接触したM主治医の説得により、園生Kも一旦は法人施設に戻るにいたったことから窺われるように、A 1、A 2 両名も結局は園生Kを法人施設に戻すための努力をしていたことは認められるのであって、前段認定のとおり経緯からすれば、A 1、A 2 両名が園生Kに対してとった措置には、深く咎めえない一面も存することを否定しえない。

一方、法人としては園生Kが結局法人施設に戻った 5 月15日の段階においては、少なくとも、まずこれに係り合いをもった従業員A 1、A 2の両名から、上記のような経緯について事情聴取を行い、そのうえで、両名のとった上記措置の是非を検討して然るべきであるにもかかわらず、そのような手続きをふまえず前段認定のように、法人が、いきなり両名に退職を迫ったことは、余りにも一方的な態度であるといわざるをえないのみならず、A 1、A 2 両名が園生Kの所在などを法人に連絡しなかったことについては以上のような事情があったことを考慮すれば、法人が懲戒処分として最も重い懲戒解雇を選択したことはいかにも過酷にすぎる措置であるといわなければならない。

- (2) 他方、法人は前段認定のとおり、理由なく組合との団体交渉を拒否し続け、58年 5 月園生Sに係る組合の情宣活動等をとらえ、組合の中心人物であるA 1、A 2 両名を出勤停止処分にしたたり、当委員会の前記団交応諾命令に法人が従わないことの不当性を訴えた「支援連」の情宣活動に係わったことをとらえて、A 2を出勤停止、譴責処分にするなど、終始、組合を嫌悪し続けていたことは明らかである。
- (3) 以上、(1)、(2)を総合勘案すれば、A 1、A 2 両名に対する本件懲戒解雇は、かねてから組合を嫌悪していた法人が、組合の中心人物であるA 1、A 2 両名の園生Kに係る上記問題に関し、両名が法人に業務上の連絡を怠ったことに藉口して、この際両名を法人より排除し、一挙に組合を崩壊に導こうとしたものと判断せざるを得ず、このことは、両名に対する不利益取扱いであるとともに、組合に対する支配介入にあたるというべき

である。

- (4) なお、法人は前記（第1、4）のとおり、申立人組合の申立適格を明らかにする資格審査を先行し、法の保護をうける手続きに参加できる適格組合であることの法律的理由を明示しない限り、法人は本件申立事件の被申立人たりえない旨主張し、当委員会における調査および審問に一切出頭しなかった。

しかし、当委員会においてはすでに、前記都労委昭和58年不第87号事件で申立人組合に関し、適法（都労委昭和58年資審第154号）と決定しており、本件においても、その後申立人組合について上記決定と判断を異にせざるをえないような事情の変更はみられないのであるから、本件において、ことさら申立人組合の資格審査の先行を云々する必要はない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、被申立人法人が申立人組合の組合員A1およびA2に対してなした昭和60年6月14日付懲戒解雇処分は、労働組合法第7条第1号および第3号に該当する。なお、申立人組合は、ポストノータスをも求めているが、主文の程度をもって足りるものと考ええる。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和61年9月2日

東京都地方労働委員会
会長 古 山 宏